

地震に負けない燃えないまちづくり

対象・条件・助成内容等詳細は、必ず事前にお問い合わせください。
問合せ 指定があるもの以外は防災街づくり推進課 防災街づくり係 ☎内線 2 8 2 1

不燃化特区の助成制度・整備

東京都木密地域不燃化10年プロジェクトの「不燃化特区」の指定を受けた地域(右地図参照)では、建築物を建て替える際や除却する際に助成金等の支援制度があります。**対象地域** 地図内 ①②

建て替え・除却を支援します

老朽木造建築物の建て替え助成

主要構造部が木造で、建築後15年以上経過している建築物の除却費全額(上限あり)と、設計費・工事監理費の一部を助成します。

危険老朽建築物除却時の助成

昭和56年5月31日以前に建築された建築物で、荒川区危険老朽建築物除却等検討委員会が危険と判定された建築物の除却費を全額(上限あり)助成します。



優先整備路線沿道での建て替え助成の拡充

優先整備路線沿道で、道路拡幅に併せて建て替える場合、除却費・設計費・工事監理費・工事費の一部を助成します。

対象地域 地図内 ①～⑬

共同建て替え助成

複数の地権者が、1つの敷地で共同住宅へ建て替える場合、除却費・設計費・工事監理費・工事費の一部を助成します。

住み替え助成

自己所有の危険老朽建築物を除却し、民間賃貸住宅(条件有)に転居する方に、礼金・仲介手数料、3か月分の家賃の一部を助成します。

建築時の助成制度(都市防災不燃化促進事業)

補助90号線沿道30mの範囲に耐火建築物を建築する場合、建築主に建築費の一部を助成します。

対象地域 地図内 ③④

対象条件 ●耐火建築物 ●2階建て以上、高さ7m以上 ●敷地面積30㎡以上、延べ床面積45㎡以上等

固定資産税・都市計画税の減免

不燃化のための建て替え

取り壊した家屋1戸につき、新築した住宅1戸にかかる税額を全額減免します。期間は新たに課税される年度から5年度分です。

老朽住宅を取り壊し

最長5年度分、取り壊し後の更地にかかる税額を住宅の敷地並みに軽減します。
※減免・軽減を受けるためには条件があります

締切り 7月1日(月)

問合せ 荒川都税事務所 ☎(3802)8111



- 不燃化特区
- ① 町屋・尾久地区 (令和2年度事業終了予定)
- ② 荒川二・四・七丁目地区 (令和2年度事業終了予定)
- 優先整備路線 (消防活動が困難な区域の幅員6m未満の道路)
- ③ 都市防災不燃化促進事業補助90号線第二地区 (令和2年度事業終了予定)
- ④ 都市防災不燃化促進事業補助90号線第三地区 (令和6年度事業終了予定)
- 広域避難場所

地震に強いまちに整備します

公園等広場の整備

防災性の向上と居住環境の改善を目的として、公園・広場等の整備を行っています。

道路の拡幅整備

建物等の補償を行いながら用地を買い取り、優先整備路線の拡幅整備を行っています。

対象地域 地図内 ①～⑬

まずは相談 無料相談窓口 事前に予約してください

住まいの相談会

建て替えや除却等、住まいに関するさまざまな悩みを専門相談員に相談することができます。

- アクト21・3階第1会議室 6月22日(土)午前9時30分～午後4時30分
- ムーブ町屋4階会議室B 7月28日(日)午前9時30分～午後4時30分

専門家の派遣

建て替えや除却を検討している方に対し、建築士、司法書士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を無料で派遣します(年度5回)。

相談時間 2時間(1回)

申込み・問合せ 防災街づくり推進課防災街づくり係 ☎内線 2 8 2 9

区内全域の支援制度

不燃化特区以外の地域の方でも次の支援制度をご利用いただけます。

木造住宅耐震化推進事業

▶耐震診断支援事業

昭和56年5月31日以前に建築された戸建住宅の耐震診断に要する費用を助成します。

- 限度額** 30万円(診断費の10/10)
- 上記の耐震診断の結果、耐震補強工事が必要となった場合、設計・工事費用の一部を補助します。
- 耐震補強設計支援事業……………限度額15万円(設計費の2/3)
 - 耐震補強工事支援事業……………限度額100万円(工事費の2/3)
 - 耐震建替え工事支援事業……………限度額150万円(工事費の2/3)
 - 耐震シェルター設置工事支援事業……………限度額30万円(工事費の2/3)
 - 除却工事支援事業(6月下旬から開始予定)……………限度額150万円(工事費の2/3)

※非木造住宅に対する支援制度の詳細は、お問い合わせください

問合せ 防災街づくり推進課防災街づくり係 ☎内線 2 8 2 6

防災ベッド設置支援事業

昭和56年5月31日以前に建築された木造の戸建住宅に、防災ベッドを設置する費用を助成します。

限度額 50万円(設置費の9/10)
問合せ 防災街づくり推進課防災街づくり係 ☎内線 2 8 2 6

分譲マンション耐震アドバイザー派遣事業

昭和56年5月31日以前に建築された分譲マンションを対象に、耐震アドバイザーを派遣し、無料で耐震化のアドバイスを行います(1棟につき3回まで)。

問合せ 防災街づくり推進課防災街づくり係 ☎内線 2 8 2 6

ブロック塀等撤去助成事業

道路等に面する危険なブロック塀等(高さが1.2m超)の撤去費用を助成します。

限度額 1m当たり6000円(工事費の2/3)
問合せ 防災街づくり推進課防災街づくり係 ☎内線 2 8 2 6

細街路拡幅整備事業

細街路の拡幅整備に協力いただいた場合、後退用地やすみきり用地にある障害物を除却し、整地した費用を助成します。

助成額 ▶後退用地の整地…3万円(1㎡あたり)
▶すみきり用地の整地…6万円(1か所あたり)
問合せ 建築指導課細街路整備係 ☎内線 2 8 4 4

住宅資金の融資あっせん制度

老朽住宅を除却し、耐火建築物等の住宅へ建て替え等を行う方に、住宅取得に必要な資金の融資をあっせん(区の指定する金融機関)し、利子の一部(最大年利1.5%)を補給します(老朽住宅を除却する前に相談が必要)。

問合せ 防災街づくり推進課管理・建築相談係 ☎内線 2 8 2 5

荒川区空き家流通促進事業(空き家バンク)

市場に流通していない空き家を所有し、有効活用(貸したい、売りたい)を考えている方は、ご相談ください。区と協定を締結している団体が物件等を調査後、空き家バンクに登録された場合、物件情報を区ホームページに掲載します。

問合せ 施設管理課管理・住宅係 ☎内線 2 8 2 3

老朽空家住宅除却助成事業

昭和56年5月31日以前に建築された1年以上空き家の住宅で、区の現場調査等により倒壊等の恐れがあると診断された場合に、除却工事費用の一部を助成します。

問合せ 防災街づくり推進課防災街づくり係 ☎内線 2 8 2 6

まずは相談 無料相談窓口 事前に予約してください

空き家相談会

区内に所有している空き家または区内の空き家に関するさまざまな悩みを、専門相談員に相談することができます。

申込み・問合せ 防災街づくり推進課防災街づくり係 ☎内線 2 8 2 6

期日	▶8月30日(金) ▶10月7日(月)
時間	午後2時～4時
場所	区役所北庁舎1階101会議室